

平成 1 9 年 6 月 2 2 日

平成 1 9 年第 2 回 岬町議会定例会

第 3 日 会議録

平成19年第2回（6月）岬町議会定例会第3日会議録

○平成19年6月22（金）午前10時53分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 川 端 啓 子  | 2番 鍛 治 末 雄  | 3番 中 原 晶    |
| 5番 和 田 勝 弘  | 6番 出 口 實    | 7番 奥 野 学    |
| 8番 谷 本 貢    | 9番 反 保 多喜男  | 10番 岡 本 重 樹 |
| 11番 辻 下 文 信 | 12番 辻 下 正 純 | 13番 田 代 堯   |
| 14番 小 川 日出夫 | 15番 竹 内 邦 博 |             |

欠席議員 な し

傍 聴 な し

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

|                           |                            |
|---------------------------|----------------------------|
| 町 長 石 田 正 弘               | 副 町 長 平 徹 也                |
| 教 育 長 田 中 繁 樹             | 総 務 部 長 中 口 守 可            |
| 総 務 部 理 事 嶋 本 良 二         | 総 務 部 理 事 古 田 正            |
| 総務部副理事兼<br>総務法制課長 南 康 明   | 企 画 部 長 竹 本 靖 典            |
| 住 民 部 長 白 井 保 二           | 住民部副理事兼<br>税 務 課 長 入 口 博 行 |
| 福 祉 部 長 芦 田 貴志雄           | 事 業 部 長 松 永 英 三            |
| 事 業 部 理 事 藏ヶ崎 龍 男         | 上下水道部長 末 原 光 喜             |
| 会計管理者副理事<br>兼会計課長 湊 原 義 仁 | 教 育 部 長 岡 田 耕 治            |
| 教育部副理事兼<br>生涯学習課長 岡 本 茂   | 教育部副理事<br>兼青セ文セ所長 一 本 稔 明  |

教育部副理事  
兼淡輪公民館長  
総務部  
行財政改革課長

谷口桂三  
四至本直秀

総務部危機管理課長 亀崎義夫

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻下一博

議会事務局主幹  
兼議会係長 竹下雅樹

---

#### 議事日程

- |     |                                           |
|-----|-------------------------------------------|
| 日程1 | 諸般の報告                                     |
| 日程2 | 追加議案第60号 工事請負契約締結の件<br>(（仮称）小島浄化センター新築工事) |
| 日程3 | 三常任委員長報告                                  |

(午前10時53分 開議)

○辻下正純議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成19年第2回岬町議会定例会3日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時53分でございます。

本日の出席議員は14名、全員です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○辻下正純議長 日程1、諸般の報告を行います。

6月4日の定例会1日目において、中原 晶君の一般質問の冒頭部分で、川端啓子君から、不穏当な発言があったのではないかと確認をしたい旨の発言があり、後刻、録音テープで確認することとしておりました。確認した結果、不穏当な発言は認められませんでしたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

○辻下正純議長 日程2、議案第60号「工事請負契約締結の件（（仮称）小島浄化センター新築工事）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。中口部長。

○中口総務部長 日程2、議案第60号、工事請負契約締結の件（（仮称）小島浄化センター新築工事）について、ご説明いたします。

（仮称）小島浄化センター新築工事の施工に当たり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この工事につきましては、6月6日、入札執行したものでございます。

入札の方法といたしましては指名競争入札で、契約金額2億6,775万円、うち消費税及び地方消費税は1,275万円でございます。

契約の相手は、大阪府泉南郡岬町淡輪5746番地の27、志真建設株式会社南大阪支店、常務取締役支店長 辻井宏貴でございます。

工事場所等につきましては、お手元の別紙資料の1ページをご参照ください。

図の左上のハッチで示した部分が、工事位置でございます。

概要でございますが、多奈川・小島地区において、汚水・排水処理施設の浄化センターの新築工事を行うもので、敷地面積1,071.05平方メートル、延べ床面積298.22平方メートル、鉄筋コンクリートづくり、地上1階、地下1階、処理対象人員は420人でございます。1日平均汚水量は114立米でございます。

2ページをご参照ください。

地下1階及び1階の平面図でございまして、地下1階には、前処理室、流量調整槽、ばっ気槽、沈殿槽、汚泥貯留槽、ポンプ室等がございます。1階には、管理室、ブロワー室、水処理室、倉庫等がございます。

次に、3ページをご参照ください。

施設の断面図でございます。

以上が資料でございます。

なお、工期につきましては、議会の議決の日から平成20年8月29日まででございます。

次に、入札経過について説明させていただきます。

入札参加業者名は、志真建設株式会社南大阪支店、株式会社森本組大阪本店、オリエンタル建設株式会社大阪支店、株木建設株式会社大阪支店、栗本建設工業株式会社、大日本土木株式会社大阪支店、東洋建設株式会社大阪営業所、株式会社土屋組関西支社の8社でございます。

入札内容につきましては、8社のうち2社が辞退いたしまして、6社により競争入札を行いました。

予定価格は、消費税及び地方税抜きの3億円でございます。落札率といたしましては、予定価格の85.0%となっております。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。中原議員。

○中原 晶議員 この件については、今、事細かく経過についてもご説明いただいたところであります。指名は8社と。そのうち2社が辞退されて、入札は、実質は6社で行われたと。最終的には、そのうちの2社が全く同額で入札をしてこられたということで、くじによる落札という経過であったようで、落札率も決して高くはないということで、以前から理事者の側でも努力されて、さまざまな入札制度の改善、努力してきたところだと思いますけれども、今後もさらに改善に努力していただきまして、透明化を図るように、また厳正な運用を行っていただきますように、意見を申し上げて賛成といたします。

以上です。

○辻下正純議長 次に、反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 ないようですので、これをもって討論を終結します。

これより議案第60号「工事請負契約締結の件（（仮称）小島浄化センター新築工事）」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第60号は、可決されました。

---

○辻下正純議長 日程3、「三常任委員長報告」を議題といたします。

過日、6月5日の本会議において、事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託しました議案について、各委員会で慎重に内容の審査をしていただいた、その結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、田代 堯君。

○田代事業委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をいたします。

去る6月5日の本会議において、本委員会に付託されました3件の議案については、6月7日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規

則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いをいたします。

まず、議案第50号、平成19年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件うち、本委員会に付託された案件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第53号、平成19年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第55号、岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であります。当委員会に付託された3議案は可決すべきものと決定しております。

以上で、私の委員長報告を終わります。よろしくお願いをいたします。

○辻下正純議長 事業委員長の報告が終わりました。

それでは、事業委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、川端啓子君。

○川端啓子議員 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

6月5日の本会議において、本委員会に付託されました1件の議案については、6月8日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第52号、平成19年度岬町老人保健特別会計補正予算（第1次）の件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された1議案は可決すべきものと決定しております。

以上で、私の委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○辻下正純議長 厚生委員長の報告が終わりました。

それでは、厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、奥野 学君。

○奥野 学議員 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をします。

6月5日の本会議において、本委員会に付託されました4件の議案については、6月11日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いします。

まず、議案第50号、平成19年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第51号、平成19年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第56号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、挙手多数で可決されました。

次に、議案第57号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された4議案ともに可決すべきものと決定しております。

以上で、報告を終わります。

○辻下正純議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは、総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第50号「平成19年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。



（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。中原議員。

○中原 晶議員 この案件については、所属しておる総務文教常任委員会でも、質疑もし、意見も申し上げたところでありますけれども、改めてこの場で意見を申し上げておきたいと思います。

教育費に関する部分でありますけれども、おおさか元気広場推進事業ということで、放課後子どもプランについてですけれども、この取り組み全体について、決して反対するものではありませんが、委員会でも申し上げたとおりですね、実施時期について、非常に残念に感じております。実施時期については、2学期以降、週に2回の実施ということをお聞きしておるところであります。これは始まる前に、複数の保護者の方から、さまざまな要望をいただいていたというのは委員会でも申し上げたところでありまして、特に小学校3年生まで学童保育で過ごしていた子供たちの放課後の安全について、親御さんにとっては非常に心配があると。特に夏休みについては長い期間でもありますので、なるべく早くに、この放課後子どもプランで、できれば夏休みから始めてほしいということで、以前から教育委員会の方にも要望をお伝えしていたところでもありますけれども、結局、その要望が反映されずに、2学期からの実施という報告を受けまして、非常に残念であります。

このプランについては、全体像が示される時期が非常に遅かったということも聞いておりますので、現場で対応する教育委員会としては、限界もあったんであろうということはお察ししますけれども、以前から学童保育が小学校3年生まででなくなるということも承知しておられるでしょうし、それについての保護者の思いも重々承知の上であったであらうということで、率直に申し上げて、開始時期については遅きに失するという感を否めないところであります。

しかしながら、この取り組み全体について前向きに頑張っていこうとしておるところでありましょうし、またもう一つ、幼児教育支援センターの事業ですね、この事業について、努力して予算をとってきたという経過もお聞きしておりますので、この2つの大きな事業が保護者の要望をよく酌み上げていただいて、子供の最善の利益にかなうように留意していただきまして、事業を推進していただきたいということを要望して、賛成といたします。

以上です。

○辻下正純議長 ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 ないようですので、これをもって討論を終結します。

これより、議案第50号「平成19年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件」について、起

立により採決します。

本件についての事業委員長及び総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

二常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第51号「平成19年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第51号「平成19年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2次）の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第52号「平成19年度岬町老人保健特別会計補正予算（第1次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第52号「平成19年度岬町老人保健特別会計補正予算（第1次）の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第53号「平成19年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第５３号「平成１９年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第１次）の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第５３号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第５５号「岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

○中原 晶議員 海釣り公園の事業自体について、かねてから、大きくは採算性の問題に不安があるということで、反対をしてきております。

今回は、それにつけ加えまして、事業委員会での傍聴の経緯で、審査の内容について、一定の報告はされましたけれども、情報公開条例ということで、詳細について説明されないということに終始してきた経過を見せていただいております、そのような手法についても非常に疑問を感じますので、反対とさせていただきます。

この件については、先ほどの全員協議会の場で、改善を図るように、理事者に対して議会から申し入れをしたという経緯もありまして、理事者の側からも、今後検討していった報告をするという発言がありましたので、その報告を待ちたいと思いますけれども。先ほどの全員協議会の場で、田代議員がおっしゃったとおり、議員というものは、議案をいただいて、その内容について、情報があって初めて審議に参加できると。その上で賛否の表明をするということですので、今回、公開された内容については、まともな審議が保障されるようなものではなかったというふうに感じておりますので、そのあたりの経過も含めて、反対といたします。

以上です。

○辻下正純議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 これをもって討論を終結します。

これより、議案第５５号「岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○辻下正純議長 起立多数であります。よって、議案第５５号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第５６号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。中原 晶議員。

○中原 晶議員 この件については、常任委員会場で保留をさせていただきまして、この場でもあえて問われれば保留したいところではありますが、議会のルール上、基本的には保留というのは認められていないということで、やむなく賛成するという立場であります。

この案件については、雇用保険の改定に伴うものだというふうにお聞きしております。雇用保険の改定については、以前でしたら、６カ月働くと得られた受給資格が１２カ月まで延長されるということで、これは国会内での議論ではありますけれども、今現在進行しているワーキングプアですとか、格差の拡大に手を貸すようなものであるというふうにとらえておりまして、雇用保険の改定について、この法全体について、大きな問題点があるというふうに感じておるところであります。

また、よくご存じのところだと思いますけれども、手法についても国会内で大きな問題と混乱を起こしたという雇用保険の改定でもありますので、このようなものが絵元になっての条例改正ということで、やむなくという言葉をつけて、賛成ということにいたしたいと思っておりますけれども。

この早期退職に当たっては、不均衡が生じないようにということで、社会保障という観点から早期退職の職員に不利益講じないようにという手当ををしているという中身であるとお聞きしましたし、このもとになっている法律全体については申し上げたいことがありますけれども、岬町に限って言えば、実害はないように説明を受けておりますし、職員の方の対応ですとか、岬町に限っては賛成の余地があるというふうにとらえられるので、やむなく賛成といたしたいと思

ます。

以上です。

○辻下正純議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 これをもって討論を終結します。

これより、議案第５６号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第５６号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第５７号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第５７号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第５７号は、原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は、すべて議決されました。

各委員長さん、委員の皆さん、本当にご苦労さまでした。

以上をもって、今期定例会の会議に付された事件はすべて議了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成１９年第２回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議、ありがとうございました。

(午前１１時２８分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成19年6月22日

岬町議会

議 長 辻 下 正 純

議 員 中 原 晶

議 員 和 田 勝 弘